

令和 6 年

綾瀬市議会 5 月臨時会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

3 1	令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 1 号）	別 冊
3 2	専決処分の承認について（綾瀬市市税条例の一部を改正する条例）	3
3 3	専決処分の承認について（綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6

専決処分の承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により綾瀬市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和 6 年 5 月 1 5 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、綾瀬市市税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例（昭和５２年綾瀬町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

附則第９項を次のように改める。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

- ９ 地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条の規定により、令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第１８条の３及び第２５条の３の規定を適用しないこととする。

附則第１３項第４号中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２５項第３号」に改め、同項第５号中「附則第１５条第２５項第３号」を「附則第１５条第２５項第４号」に改め、同項第６号を削り、同項第７号中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同号を同項第６号とし、同項第８号中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改め、同号を同項第７号とし、同項第９号中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改め、同号を同項第８号とし、同項第１０号を同項第９号とし、同項第１１号を同項第１０号とする。

附則第１４項中「附則第７条第１７項」を「附則第７条第１８項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和6年3月30日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

地方税法等の改正に伴い、綾瀬市市税条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和 6 年 5 月 15 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和３２年綾瀬町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第２号中「２９万円」を「２９万５，０００円」に改め、同項第３号中「５３万５，０００円」を「５４万５，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の第１２条第１項の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和６年３月３１日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。